

浜松市議会情報公開・個人情報保護調整委員会要綱

制定 平成 9 年 4 月 1 日

改正 平成 13 年 3 月 26 日

改正 平成 19 年 4 月 1 日

改正 平成 30 年 2 月 20 日

(設 置)

第 1 条 浜松市情報公開条例(平成 13 年浜松市条例第 32 号)の規定による公文書の公開及び浜松市個人情報保護条例(平成 16 年浜松市条例第 28 号)の規定による個人情報の開示等の請求に対する決定に当たって、その処理を適正かつ円滑に行うため、議会に浜松市議会情報公開・個人情報保護調整委員会(以下「調整委員会」という。)を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 調整委員会は、議長の要請に応じ、次に掲げる事項について協議又は調整を行う。

- (1) 公文書の公開又は個人情報の開示等の統一的判断に関すること。
- (2) 公文書の公開又は非公開の決定に関すること。
- (3) 個人情報の開示、不開示、訂正、訂正しない旨、利用停止又は利用停止しない旨の決定に関すること。
- (4) その他公文書の公開又は個人情報の開示等に関する事項で、議長が必要と認めるもの。

(組 織)

第 3 条 調整委員会は、委員長、副委員長及び委員で組織する。

2 委員長は議会運営委員会委員長を、副委員長は議会運営委員会副委員長(2 人)を、委員は議会運営委員会委員及び浜松市議会運営委員会規程(平成 7 年浜松市議会規程第 2 号)第 6 条第 3 項に定める議員をもって充てる。

(委員長及び副委員長の職務)

第 4 条 委員長は、調整委員会を代表し、会務を総理する。

2 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長が指名した副委員長がその職務を代理する。

(会 議)

第 5 条 調整委員会の会議は、委員長が招集し、会議の議長となる。

2 調整委員会の会議は、非公開とする。

(会議への出席)

第 6 条 議長及び副議長は、調整委員会に出席し、意見を述べることができる。

2 調整委員会の会議において必要があると認めるときは、委員でない議員又は関係者の出席を求め、説明又は意見を聞くことができる。

(庶 務)

第 7 条 調整委員会の庶務は、議会議務局議事総務課において処理する。

(委 任)

第 8 条 この要綱に定めるもののほか、調整委員会に関し必要な事項は、委員長が調整委員会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成 9 年 4 月 1 日から施行する。

(中間省略)

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。